

京都市告示第 2 4 4 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者であるラクト山科・公共施設コンソーシアムから、京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、開館時間及び受付時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 2 年 7 月 2 2 日

京都市長 門川 大作

| 期間 | 区分 | | 開館時間 | 受付時間 |
|---|------------------------|------|--|---|
| 令和 2 年 8 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金), 同月 10 日 (月) から同月 12 日 (水) まで及び同月 18 日 (火) から同月 21 日 (金) まで | コミュニティ ルーム以外の 施設 | 変更後 | 午前 8 時 15 分から 午後 10 時まで ただし, 8 月 10 日 (月) は午後 9 時 まで | 午前 8 時 15 分から 午後 9 時まで ただし, 8 月 10 日 (月) は午後 8 時 まで |
| | | 現 行 | 午前 9 時 30 分から 午後 10 時まで ただし, 8 月 10 日 (月) は午後 9 時 まで | 午前 9 時 30 分から 午後 9 時まで ただし, 8 月 10 日 (月) は午後 8 時 まで |
| | コミュニティ ルーム | 変更なし | | |

(建設局都市整備部市街地整備課)